

全建事発第 099 号
令和元年 11 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

下請取引の適正化について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名により、当会に対して別添のとおり通知がありました。

公正取引委員会及び経済産業省では、日頃より、下請代金支払遅延防止法（以下「下請法」という。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、同法の普及啓発を行っていますが、通知文には「中小企業の取引環境」、「下請法の理解と下請代金支払の適正化」、「働き方改革」、「災害時における取引条件」、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」、「親事業者となる会員に対する周知徹底のお願い」に関する要請事項等が掲載されております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

（担当）事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp